

INDEX

一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会とは	1
トナーカートリッジとは	2
リサイクルトナーカートリッジとは	3
環境貢献	4
トナーカートリッジ全体におけるリサイクル品の市場	5
リサイクルトナーカートリッジの管理基準 ～「E&Qマーク」の制定～	6・7
<DATA> E&Q マーク、エコマーク、グリーン購入法、STMC 比較表	8
一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会概要	9





一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会とは



一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会

Association of Japan Cartridge Re-manufactures

日本カートリッジリサイクル工業会（AJCR）は、1999年4月、国内外のリサイクルトナーカートリッジ事業を展開するメーカー、関連企業によって創設され、2014年4月には、一般社団法人として設立しました。

2018年7月現在33社の会員で構成され、ユーザーの方々に対し、環境と品質を保証する「E&Q マーク付製品の推進」、「環境負荷低減のための LCA 活動の推進」、「法の遵守 純正メーカーの知的財産権を侵害しない」など3つの方針に基づき活動をしています。

とくにAJCRは、貴重な資源であるトナーカートリッジをリユースし、有効な再利用事業を通して、ユーザーの利益に貢献するとともに、広く環境保全の一助となることを目指しています。使用済みトナーカートリッジの修理・再生を推進し、最終廃棄物の100%資源リサイクルの達成を会員相互の連携のもと啓発しています。

また多品種に及ぶトナーカートリッジの回収・再利用、そのままでは再利用できない場合の再資源化を推進しています。ユーザー負担となる資源に関するコスト低減を進めることによって、AJCRはユーザーの利益に貢献し、さらに中央官庁、純正メーカー、ユーザーを含めたオープンな交流の推進役としての有用性を発揮しています。

またAJCRは、純正メーカーの知的財産権を尊重しつつ、互いに補完し合うことで共存共栄を目指しています。

●3つの大きな事業活動

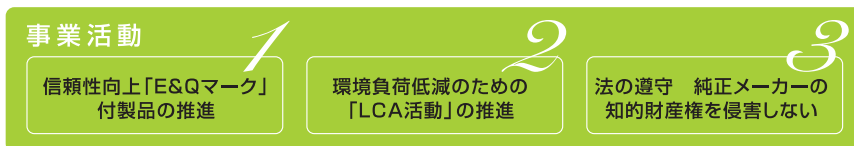
AJCR の第1の事業活動は、リサイクルトナーカートリッジ製品の信頼性向上のため「E&Q マーク」付製品を推進します。

AJCRは2011年、国内で流通するAJCR会員のリサイクルトナーカートリッジを対象に、環境(Eco)と品質(Quality)の管理基準を定めた「E&Q マーク」の認証制度を開始しました。この「E&Q マーク」認証制度は、AJCR 会員の製造・販売するリサイクルトナーカートリッジを、第三者審査機関が環境面と品質面で審査・評価するもので、合格者に対してのみ「E&Q マーク」の貼付が認可されるものです。このためユーザーに対し、「E&Qマーク」の理解・浸透を図る啓発活動を展開します。

AJCR の第2の事業活動は、環境負荷低減のための「LCA 活動」を推進します。LCA(Life Cycle Assessment)の取り組みを通じて、CO₂削減に向けて、リサイクルトナーカートリッジの使用比率の向上を図ります。このため、環境保全の活動を重視した「環境宣言」を制定しています。

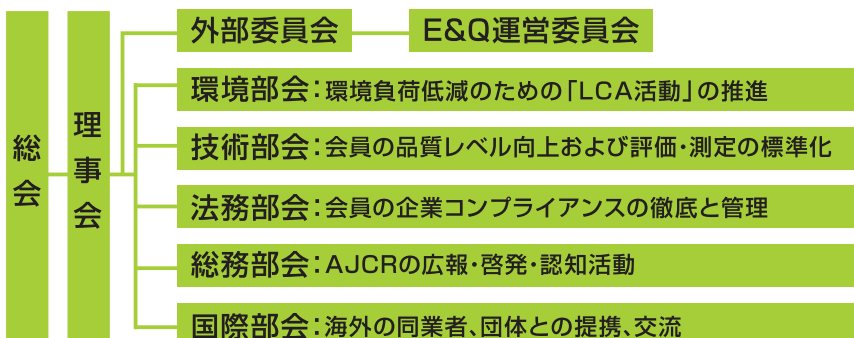
AJCR の第3の事業活動は、法を遵守し、純正メーカーの知的財産権を侵害しない活動を推進します。環境に配慮し、高品質なリサイクルトナーカートリッジの供給によって、最近増加する模倣品などの違法品を排除し、ユーザーから信頼を獲得するとともに純正メーカーとの安定的な関係の維持を図ります。

官公庁でのE&Q マーク付リサイクルトナーカートリッジの利用促進、不公正取引の監視などの活動を展開します。



●AJCRの組織的な活動

AJCRは、総会、理事会のもと、会員各社の環境問題に対する取り組みや、品質向上、コンプライアンス意識の向上、広報活動、海外との提携・交流など広範囲な活動を展開するため、2つの委員会と5つの専門部会を設け、積極的な活動を展開しています。



トナーカートリッジとは

●トナーカートリッジの種類は500種以上

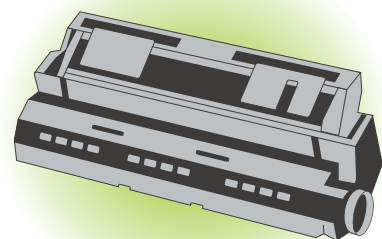
トナーカートリッジとは、モノクロやカラーなどのレーザープリンター、複合機、FAXなどに用いられるトナー（微粒子粉末）を詰めた専用の容器（カートリッジ）です。モノクロのほか、シアン（C）、マゼンダ（M）、イエロー（Y）の合計4種類のカートリッジがあり、それぞれ単体のトナーが詰められ販売されています。

大量のコピーや印刷を必要とする企業・官公庁などをはじめ、最近ではPCの普及に伴い幅広いユーザーに利用されるようになりました。カートリッジの種類も豊富で、複写機メーカーや事務機メーカーの純正品だけで、約500種類以上あると言われ、そのうちリサイクル製品は250種類以上あると推定されています。こうしたトナーカートリッジの市場は、主に純正品とリサイクル品合わせて、年間出荷量が約2,158万本（2017年度）に達するなど大規模な市場を形成しています。

●トナーカートリッジの商品

トナーカートリッジは、トナーのほか、感光体、ブレードなどの部品が一体になっており、交換時には非常に便利ですが、半面、高価な消耗品で、しかも資源として再利用が望まれる商品です。

またトナーカートリッジには、純正メーカー品、リサイクル事業者によるリサイクル品のほか、純正メーカーのリサイクル品、再輸入品などの商品が販売されています。



●トナーカートリッジの仕組み

トナーカートリッジは、レーザープリンターに使用されるプラスチック製のトナー容器で、内部にはトナーボックスをはじめ、感光体（ドラム）、ロール、ブレードなど100点ほどの微細な部品によって構成されています。

その仕組みは、メーカーによって異なりますが、大きくわけて、モノクロ用とカラー用のカートリッジに分かれます。モノクロ専用のカートリッジは、レーザー光線で照射された文字や画像を、内蔵されたドラム（感光体）に照射し、トナーをそれに付着させ、紙に転写し、さらに熱とロール圧力によって、紙に定着させる仕組みです。カラーカートリッジも原則的に同じ仕組みですが、大きくわけて、単一の感光体（ドラム）で印刷する1ドラム方式と、4色の異なった感光体（ドラム）で印刷するタンデム方式の2種類のタイプに分かれます。それらはメーカーや機種によってそれぞれ仕組みが異なり、そのパターン数は相当数にのぼります。

～深刻なカートリッジの模倣・偽造品～

製品への信頼性

リサイクルトナーカートリッジの業界では、最近、事務機メーカーの純正品を偽造した商品が市場に出回り、国内の純正メーカーをはじめ、リサイクル事業者にとって見過ごせない深刻な状況になっています。これら、模倣・偽造品は主にアジアで製造され、日本を含めてかなりの割合で普及しています。国によっては、偽造品が7割、純正品が3割というケースもあると言われるほど、半ば公然と偽造品が出回っているようです。その技術は、例えばメーカーのロゴマークを極めて精巧に模倣・再現するため、メーカー自身も見分けがつかないほどですが、品質面に関しては、かなり問題があることは間違いありません。

こうした模倣・偽造品の多くが、構造上の欠陥によるトナー漏れや部材の劣化はもちろん、印字のカスレ、にじみなど、質の劣るものが多く、リサイクルトナーカートリッジ全体に対する信頼感の喪失につながっています。とくに模倣・偽造品に対する苦情やクレームは、通常、純正品メーカーに寄せられるため、リサイクル品に対する大きな不満要素となっています。

AJCRでは、信頼性の高い製品を訴求するとともに、こうした知的財産権（特許・商標権等）を侵害する模倣品と一線を画すためにも、2011年5月「E&Qマーク制度」を制定、同年11月より運用を開始し、同マークの認知向上を図ることにしました。



リサイクルトナーカートリッジとは

●リサイクルトナーカートリッジは優れた「リサイクルのビジネスモデル」

トナーカートリッジ製品には、大きくわけて、プリンターメーカーの「純正品」とリサイクル事業者による「リサイクル品」の2種類があり、リサイクル品は全体の約23%を占めています。

トナーカートリッジのリサイクル品は、環境保護の視点から、優れた「リサイクルのビジネスモデル」として誕生しました。しかもユーザーにとって、純正品に比べ価格が約半値近いことが魅力となり、急速に普及して行ったのです。

そもそもトナーカートリッジは、複写機やプリンター機器など事務機器メーカーが、自社の交換用純正品を顧客に販売していましたが、1本の価格が高く、1回で廃棄するのはもったいないという視点から、1990年頃からアメリカやEUを中心に広まったビジネスで、わが国でも90年代後半から急速に普及しました。

●リサイクルトナーカートリッジとは

リサイクルトナーカートリッジは、メーカーが製造した使用済の交換用カートリッジを、メーカー以外の事業者が回収し、分解、検査、組立・トナー充てんの工程を経て、顧客に再販されるものです。

最近では、メーカーが販売するリサイクル品を「メーカー純正リサイクルトナー」と呼ぶ場合もあります。

リサイクルトナーカートリッジは、純正品に比べコスト削減効率が高く、さらに環境問題という視点から使用済みトナーカートリッジを再利用する傾向が高まってきました。

●リサイクル品の再生工程と廃棄物の再資源化

リサイクルトナーカートリッジの主な再生工程は、まず顧客から預かったカートリッジの外観などの破損検査(開梱・分類)をしたのち、部品を分解、きれいに清掃(分解・清掃)します。

次に再利用できるものと廃棄するものを診断(部品検査)し、消耗した部品があれば交換します。診断後、トナーを充てんし、もとのカートリッジに組立て(組立)、出荷前に印字テスト(出荷前印字検査)を行います。

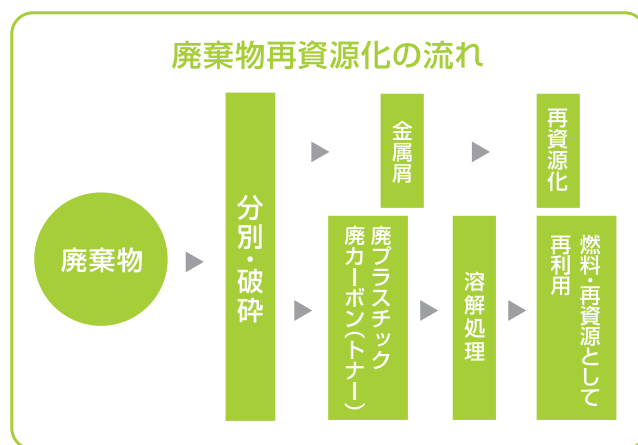
こうして再生工程を経て、カートリッジは新たに梱包され、顧客のもとに出荷されます。

リサイクルトナーカートリッジは、外観や内部の破損がなければ数回使用することも可能ですが、プラスチックや部品の劣化が予想されることから、通常2回～5回(平均3回)程度使用され、廃棄されています。

廃棄するカートリッジはプラスチックをはじめ金属など様々な部品がありますので、再資源として利用されています。

その主な工程は、まずカートリッジをプラスチックと金属類に分別し、それぞれ破碎します。

廃プラスチックと廃カーボン(トナー)は溶解処理され、燃料・再生資源として再利用され、また金属類も資源として再利用されているのです。



環境貢献

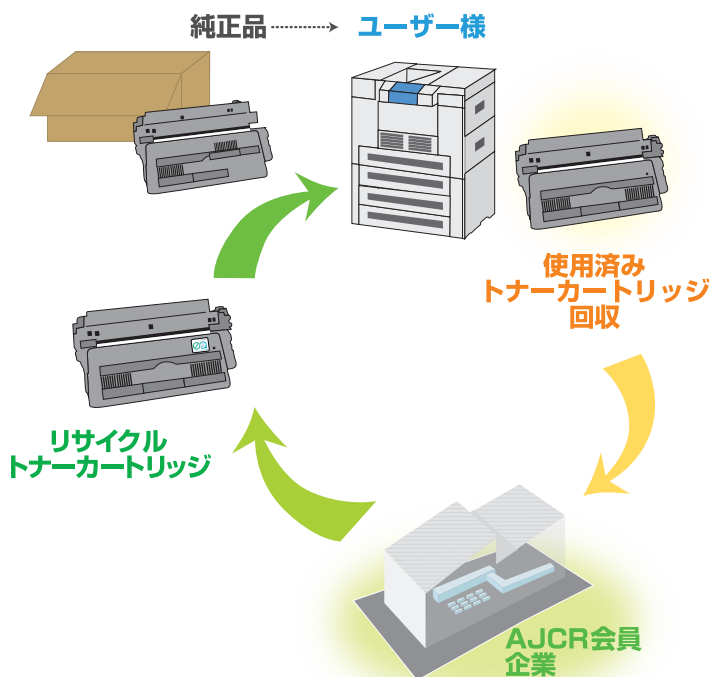
●LCA活動

現在、国内におけるリサイクルトナーカートリッジの占有率は約23%であり、幅広いユーザーに使用されています。しかし、リサイクルトナーカートリッジが環境面にどの程度配慮されているか等、製品のライフサイクルにおける定量的な指標がありませんでした。

AJCRではリサイクルトナーカートリッジの環境負荷。特に、CO₂の排出量（地球温暖化影響）についてLCA（Life Cycle Assessment）の手法を用いて会員企業から集めたデータを基に、数値化されたCO₂排出量を把握しています。

さらに、2016年を目標年として3年間でリサイクルトナーカートリッジ1本当たりのCO₂排出量を3%削減する目標を立て、継続的な環境負荷の低減に努めております。

2018年 LCA日本フォーラム表彰で奨励賞を受賞しました。

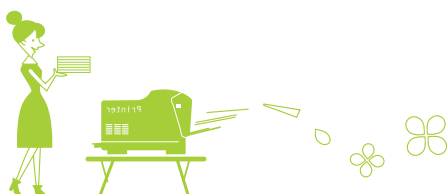


環境宣言

AJCRでは、1999年、環境・リサイクル問題にかかわる理念や行動規範を自らに課すため、以下の通り「環境宣言」を定め、環境活動を積極的に推進することにしました。

AJCRの会員は、事業活動が環境保護と資源の有効活用に深く関連していることを認識し、常にリユース・リサイクル技術の向上に努め、資源循環サイクルの推進と廃棄物の低減・再資源化で環境保全を積極的に推進します。

1. 私たちは、環境保護の精神に基づき、廃棄物処理法など環境法規制、各行政単位的环境基準を遵守します。
2. 私たちは、リサイクル技術の向上に努め、カートリッジ部分の再利用・再資源化に努めます。
3. 私たちは、資源・環境を保護し環境汚染を予防するよう努めます。
4. 私たちは、安全・快適な職場環境を作るよう努めます。
5. 私たちは、地域企業の一員として、地域の環境活動に貢献します。

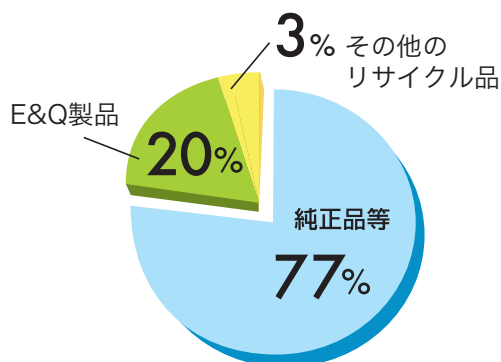


トナーカートリッジ全体におけるリサイクル品の市場

● リサイクル品市場は、トナーカートリッジ全体の約23%

現在、わが国で流通するトナーカートリッジ全体の市場規模（2017年度）は、年間約2,158万本であり、その内リサイクル品が約503万本で約23%を占め、その約20%がE&Q製品となっております。

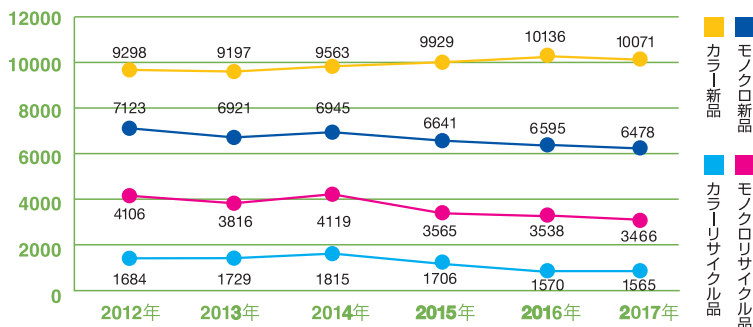
トナーカートリッジ
出荷本数比率



期 間	分 類	モノクロ	カラー	合計
2012年	純正品/汎用品	7,123	9,298	16,421
	リサイクル品	4,106	1,684	5,790
	合計	11,229	10,982	22,211
	リサイクル品比率	36.6%	15.3%	26.1%
2013年	純正品/汎用品	6,921	9,197	16,118
	リサイクル品	3,816	1,729	5,545
	合計	10,737	10,926	21,663
	リサイクル品比率	35.5%	15.8%	25.6%
2014年	純正品/汎用品	6,945	9,563	16,508
	リサイクル品	4,119	1,815	5,934
	合計	11,064	11,378	22,442
	リサイクル品比率	37.2%	16%	26.4%
2015年	純正品/汎用品	6,641	9,929	16,570
	リサイクル品	3,565	1,706	5,271
	合計	10,206	11,635	21,841
	リサイクル品比率	34.9%	14.9%	24.1%
2016年	純正品/汎用品	6,595	10,136	16,731
	リサイクル品	3,538	1,570	5,108
	合計	10,133	11,706	21,839
	リサイクル品比率	34.9%	13.4%	23.4%
2017年	純正品/汎用品	6,478	10,071	16,549
	リサイクル品	3,466	1,565	5,031
	合計	9,944	11,636	21,580
	リサイクル品比率	34.9%	13.4%	23.3%

(千本)

トナーカートリッジ市場動向

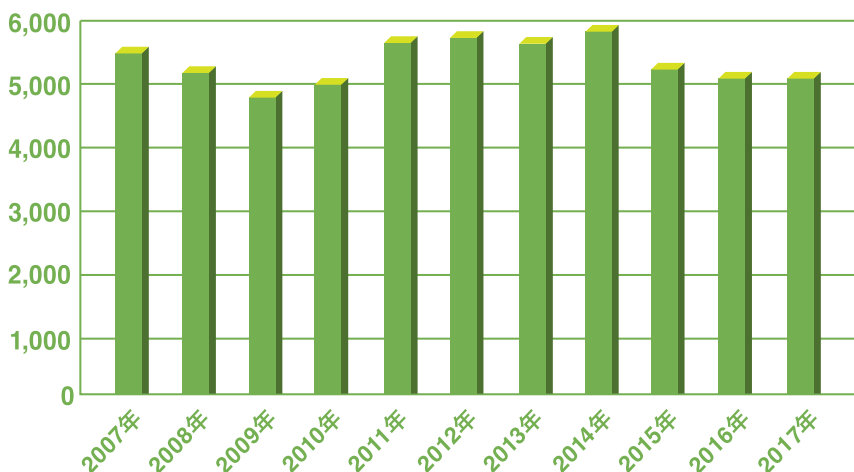


● リサイクル品の需要

リサイクルトナーカートリッジの出荷本数は、ペーパーレス化などの市場変化により2014年をピークに減少傾向となっております。

(千本)
本数

リサイクルトナーカートリッジの出荷本数推移



リサイクルトナーカートリッジの管理基準 ～「E&Qマーク」の制定～

●「E&Q マーク」の制定

AJCRでは、消費者に高品質のリサイクルトナーカートリッジ(再生カートリッジ)を提供するため、リサイクル品の環境基準および品質基準を定めた「E&Q(ECO & QUALITY)マーク制度」を導入し、2011年11月1日より運用を開始いたしました。

「E&Qマーク」は、AJCRの会員で、第三者審査機関による審査に合格した会社によりのみ与えられる認証で、使用済みカートリッジの回収システムの構築などの「環境面」や、カートリッジの寿命測定義務化、純正品実印刷枚数に対し90%以上実現などの「品質面」についての管理基準を定めたものです。

「E&Qマーク」認証を取得した会社は、リサイクル製品に「E&Qマークラベル」を貼付することができます。一部粗悪品や、知的財産権を侵害する模倣品との差別が明確になり、ユーザーへの信頼の確立と維持に寄与します。

なお、「E&Qマーク制度」に関しては、大学教授、司法関係者、第三者審査委員などの有識者による「外部委員会」を年1回定期的に開催し、E&Q マーク制度のレビューを行うなど万全の運用体制を図ります。

●「E&Q マーク」の管理基準

E&Qマークの認証に当たっては、第三者審査機関によって、環境管理基準29項目、品質管理基準10項目にわたるマネジメント・システムの審査が行われ、それらを全てクリアしなければなりません。また認証取得後も年に1回(条件クリアで2年に1回)、定期的に更新審査を受けるなど厳正な運用が行われます。

環境管理基準は6テーマ、29項目

環境管理基準には、再生カートリッジに関し回収、再生、表示義務、廃棄物処理、安全性、リユースなど6テーマの環境管理基準に沿って、合計29項目にわたる細かな審査項目が設けられています。

1. 回収項目(5項目)、2. 再生工程(5項目)、3. 再生カートリッジへの表示義務(8項目)、4. 廃棄物処理(4項目)、5. トナーの安全性(4項目)、6. リユースおよびマテリアルリサイクルの促進(2項目)

品質管理基準は4テーマ、10項目

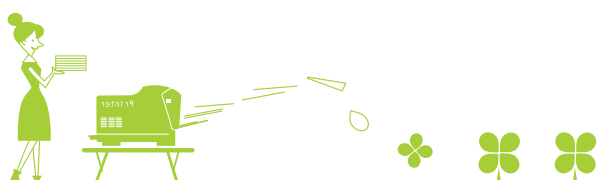
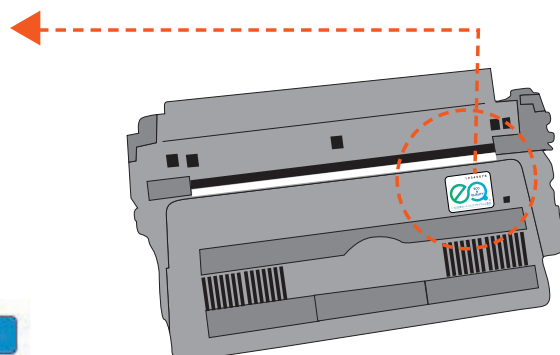
品質管理基準には、再生カートリッジ寿命測定や画像や濃度測定、かぶり濃度やまだら画像など、管理基準値の設定・管理をはじめ、実際の測定実施、包装梱包管理など4テーマ、合計10項目の審査項目が設けられています。

1. 再生カートリッジ管理基準値の設定と管理方法(6項目)、2. 測定実施(2項目)、3. 包装梱包管理基準(1項目)、4. 工程管理基準(1項目)

●「E&Q マーク」の運用

「E&Qマーク」の管理基準に適合したリサイクルトナーカートリッジの本体には、E&Qマークと8桁のNO.(ナンバー)が印字されたラベルが貼付されています。

このNO. は同じ数字のない固有の番号となるため、納品後、AJCRのホームページで製造元と連絡先が確認できます。



E&Qマークの環境管理基準29項目, 品質管理基準10項目

環境管理基準

E1 回収項目

目的:カートリッジ回収に於ける材料のリユースを確実に実施して、循環型ビジネスを促進するために。

- E1.1 事業者及び事業活動範囲に於いて、使用済みカートリッジの回収システムを構築していること。
- E1.2 回収は顧客に影響を及ぼさない範囲で、まとめ輸送を促進し環境影響を考慮して回収に努める。
- E1.3 回収はカートリッジ納入時の梱包材料をリユースするよう顧客へ指導しなければならない。
- E1.4 顧客に対して使用済みカートリッジの回収に関する具体的な情報を提供しなければならない。
- E1.5 リユースできない梱包材料は、分別しマテリアルリサイクルを促進する。マテリアルリサイクルできない材料については再資源化を行わなければならない。

E2 再生工程

目的:再生工程に於けるリユース部材の選別及び再生工程で発生する環境影響を低減するために。

- E2.1 作業は、可能な範囲でフィルター付き集塵装置を備えた、ワークステーションを設置した上で行い粉塵の拡散防止策を講じなければならない。
- E2.2 分解後の各カートリッジ部材は、極力リユースに努める。品質上リユース不可能な部材は、分別し再資源化を行わなければならない。ドラム、スリーブ、ブレード等の金属部材はマテリアルリサイクルを実施しなければならない。
- E2.3 事業者内検査に使用した用紙は、有効利用または再資源化を行わなければならない。
- E2.4 新しく包装形態を設計する場合は、リユースを前提とした設計、リサイクル可能な材料の選択に努める。
- E2.5 カートリッジを有効活用するため、使用回数を管理しなければならない。

E3 再生カートリッジへの表示義務

目的:再生カートリッジのトレーサビリティを確実にするために。

- E3.1 再生カートリッジ本体に製品名を記載しなければならない。
- E3.2 再生カートリッジ本体にシリアル番号付き E&Q マークラベルを貼り付けなければならない。
- E3.3 再生カートリッジであることの表記を再生カートリッジ本体に行わなければならない。
- E3.4 明確な打ち消し表示を再生カートリッジ本体に行わなければならない。打ち消し表示は、下記内容を網羅した文言であること。「本製品は、使用済みカートリッジを再生したもので、純正メーカーが再生した製品ではありません。〇〇〇株式会社」社名は事業者名または販社名を記載する。
- E3.5 再生カートリッジであることの表記を個装箱に行わなければならない。
- E3.6 個装箱に事業者名または販社名若しくはブランド名を記載しなければならない。
- E3.7 労働安全衛生法のラベル表記を個装箱に行わなければならない。
- E3.8 再生カートリッジの回収先、機種、数量等が明確になるデータを保管しなければならない。
- E3.9 再生カートリッジの出荷先の顧客名、機種、数量等が明確になるデータを保管しなければならない。

E4 廃棄物処理

目的:カートリッジリサイクル業務に於いて発生する廃棄物の処理を確実にするために。

- E4.1 使用済みのトナー、集塵したトナーは、ビニール袋に入れ、輸送中の飛散を防止して輸送しなければならない。
- E4.2 産業廃棄物の運搬は、産業廃棄物収集運搬の認可を受けている業者に依頼しなければならない。
- E4.3 産業廃棄物の中間処理、最終処理は、認可を受けている業者に依頼しなければならない。
- E4.4 産業廃棄物は排出から最終処理完了までをマニフェストで管理しなければならない。

E5 トナー及び感光体の安全性

目的:再生カートリッジの安全性を証明するために。

- E5.1 トナーの SDS を準備し、顧客から要求があれば提供しなければならない。
- E5.2 トナーの中に特定化学物質が処方構成成分として意図的に添加されていないことが確認され、顧客から要求があればそれに係る書類等を提供しなければならない。
- E5.3 トナーに関し、Ames 試験において陰性であることが確認され、顧客から要求があればそれに係る書類等を提供しなければならない。
- E5.4 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物が処方構成成分として意図的に添加されていないことが確認され、顧客から要求があればそれに係る書類等を提供しなければならない。

E6 リユース及びマテリアルリサイクルの促進

目的:カートリッジリサイクル事業の環境目標数値を達成するため。

- E6.1 回収したカートリッジ部品の再使用、マテリアルリサイクル率が回収した使用済み製品全体質量（トナーを除く）の50%以上としなければならない。
- E6.2 回収したカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済み製品全体質量（トナーを除く）の95%以上としなければならない。

Q1 再生カートリッジ管理基準値の設定と管理方法

目的:品質管理基準を満たす再生カートリッジを顧客に提供するため。

- QMC1.1 再生カートリッジの寿命測定を確実に実施しなければならない。純正品実印刷枚数に対し90%以上としなければならない。
- QMC1.2 画像濃度測定を確実に実施し審査しなければならない。
- QMC1.3 かぶり濃度測定を確実に実施し審査しなければならない。
- QMC1.4 まだら(モルト)画像ムラ測定を確実に実施し審査しなければならない。
- QMC1.5 解像度測定を確実に実施し審査しなければならない。
- QC1.1 トナー定着率を確実に実施し審査しなければならない。

Q2 測定実施

目的:品質管理基準の測定数値の真正性の維持のために。

- QMC2.1 可能な限り数値測定を実施しなければならない。
- QMC2.2 測定基準に関する測定方法および試験方法を手順化して実施しなければならない。

Q3 包装梱包管理基準

目的:再生カートリッジが顧客へ安全に提供されるために。

- QMC3.1 再生カートリッジの落下、輸送、振動に於ける不良の防止のための試験を行わなければならない。

Q4 工程管理基準

目的:計画された品質基準を保証するために。

- QMC4.1 工程内検査を確実に実施し審査しなければならない。

* 注 QMC:モノクロカラー品質管理基準 / QC:カラー品質管理基準

品質管理基準

<DATA> E&Q マーク、エコマーク、グリーン購入法、STMC 比較表

認証概要

	E&Qマーク	エコマーク	グリーン購入法	STMC
認証方法	第三者認証	第三者認証	自己宣言	第三者認証
認証内容	システム認証	製品認証	----	システム認証
認証の更新	1年(条件クリアで2年)	5年	----	2年
認証機関	ビューロー・ベリタスジャパン	日本環境協会	----	IITC
審査方法	製造工場を審査	製品毎の書類審査	----	IITC認定のトレーナーによるチェック
制定	AJCR	エコマーク事務局	環境省	IITC
認証企業の公開	AJCRのHP	エコマーク事務局HP	----	IITCのHP
適合製品の公開	AJCRのHP	エコマーク事務局HP	----	----

対象カートリッジ

	モノクロ／カラー	モノクロ／カラー	モノクロ／カラー	モノクロ／カラー
一体型	○／○	○／○	○／○	○／×
ドラム単体	○／○	×／×	×／×	×／×
トナー単体	○／○	×／×	×／×	×／×
ドラム+現像部	○／○	○／○	○／○	×／×
トナー+現像部	○／○	○／○	○／○	×／×

判断基準

	29項目	27項目	7項目	0項目
環境関連	29項目	27項目	7項目	0項目
グリーン購入法	○	○	○	----
Ames試験	2菌でも可能	5菌必須試験	2菌でも可能	----
トナーの安全性	○	○	○	----
感光体安全性	○	○	○	----
粉塵測定	----	○	----	----
スプレッド測定	----	○	----	----
再使用・リサイクル率	50%以上	75%以上	50%以上	----
再資源化率	95%以上	95%以上	95%以上	----
取扱説明書	----	----	----	----
電話番号記載	----	○	----	----
回収方法の案内	○	○	○	----
カートリッジ本体への表記	製造社名(シリアルNo)	社名又はブランド名	社名又はブランド名	----
再生回数の管理	○	----	----	----

	10項目	2項目	0項目	4項目
品質関連	10項目	2項目	0項目	4項目
印刷枚数	純正比90%以上	純正比90%以上	----	ASTM1856
画像濃度測定	○	----	----	ASTM F2036
かぶり濃度測定	○	----	----	ASTM F2036
画像ムラ測定	○	----	----	----
解像度測定	○	----	----	----
定着率測定	○	----	----	----
落下、輸送試験	○	----	----	ISTA 1A
工程内検査の実施	○	----	----	----

ラベル表示

	指定ラベル	指定ラベル(任意)	----	----
カートリッジ本体	指定ラベル	指定ラベル(任意)	----	----
梱包箱	指定ロゴマークと労働安全衛生法のラベル表記 / 梱包箱への印刷	指定ラベル(任意)	----	指定ラベル
梱包箱への印刷	可能	不可	----	条件付可能 *

一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会 概要

名 称 一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会

AJCR (Association of Japan Cartridge Re-manufactures)

所 在 地 〒143-0023 東京都大田区山王3-32-1-103

TEL:03-5718-2522 FAX:03-5718-2523

事務局e-mail:office@ajcr.jp

<https://www.ajcr.jp/>

任意団体 創 立 1999年4月1日

一般社団法人 設 立 2014年4月1日

役 員 代表理事 会長 林 俊光

- 事業内容
1. 会員の事業経営の合理化を目的とする自主調査研究並びに情報交換
 2. 品質、生産、技術の向上およびカートリッジの回収、廃棄処理に関する調査研究
 3. 斯業の雇用、労務および環境問題に関する調査研究
 4. 本会の目的のために行う情報調査
 5. 諸官庁並びに内外関係団体との連携と啓蒙
 6. 業界啓蒙のための懇談会、研究会及び講演会等の開催
 7. 斯業の改善向上に必要な任意的調査報告統計
 8. 会員並びにその従業員の親睦融和と文化向上のためにする施策
 9. その他本会の目的達成のために必要な事業
 10. トナーカートリッジリサイクル事業の安全衛生および公害に対する技術対応とその広報活動
 11. トナーカートリッジリサイクル事業に係わる法的問題の調査・研究
 12. E&Q マーク制度(環境管理基準、品質管理基準)の制定、運用、普及活動

組 織 外部委員会、E&Q運営委員会、環境部会、技術部会、法務部会、総務部会、国際部会

会 員 数 正会員23社 賛助会員10社(2018年7月現在)

正 会 員 <首都圏>

(株)ふくやま	(有)トーネットイメージングシステム	(株)アイメックス
エム・シー通商(株)	(株)リスコビジネス	(株)アイエスインターナショナル
(株)パイロットコーポレーション	(株)グラフィック	ゼネラル(株)
(株)レーザーテック	(株)ディエスロジコ	

<中部・北陸>

(株)ケーピーシー	(株)白崎コーポレーション	エス・ケー・デー・ジャパン(株)
(株)レック	エネックス(株)	(株)奥美濃プロデュース
ケイティケイ(株)		

<近畿・中国・九州>

(株)リアルネット	エヌシーアイ販売(株)	三笠産業(株)
(株)エム・デー・エス	(株)オフィスサプライ	

賛助会員 <国内>

(株)エクセルパーツ	(株)ピー・アイ・ビジネスサポート	原貿易(株)
(株)ダイオーズ ジャパン	(株)練馬製作所	(有)森田製作所
(株)ハイパーマーケティング		

<海外>

KUROKI INDUSTRIAL CO.,LTD.(台湾)	Static Control Components,Inc.(USA)	Hanp.Inc (韓国)
--------------------------------	-------------------------------------	---------------



E&Qマーク製品に関するお問合せ・ご要望はお気軽に。



資源循環型社会への転換に貢献します

一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会(AJCR)

〒143-0023 東京都大田区山王3-32-1-103

TEL:03-5718-2522 / FAX:03-5718-2523

 <https://www.ajcr.jp>